

# 公益社団法人恵庭市シルバー人材センター 会 員 就 業 規 程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター（以下「センター」という）の正会員（以下「会員」という）の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の意義)

第 2 条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力して働く機会の拡大を図り、もってその健康と福祉を増進すると共に、センターの発展に寄与するものとする。

### (平等の取扱)

第 3 条 センターは、会員の信条、社会的身分、性別、宗教等の理由でその就業について差別的な取扱をしてはならない。

## 第 2 章 就 業

### (仕事の割合)

第 4 条 センターが、会員に仕事を割当てる場合は、会員の希望を考慮し予め就業時間、就業期間、仕事の内容等を明示しその合意を得て行うものとする。

### (就業時間等)

第 5 条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を考慮して、1日8時間を上回らないものとする。

2 センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情によりその始業時間、終業時間、休憩時間、休日等の基準については別に定めることができる。

### (配分金)

第 6 条 会員の就業に伴う収入金の配分については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合っ  
て個別に提示し、原則として毎月末締切り翌月20日払いとする。その基準については別に定めるところによる。

### (就業上の注意事項)

第 7 条 会員は就業に際して、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 仕事中は予め指名されたリーダーの指示に従って、お互い仲良く協力して働くこと
- (2) 止むを得ない事情により、仕事に従事できない場合は、事前に届け出ること
- (3) 仕事上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らしてはならない

### (就業の終了)

第 8 条 会員は、次の各号の1に該当する場合には、その就業を終了する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 就業を取り止めたいと申し出たとき

- (3) 就業の期間が満了したとき
- (4) 天災事変、その他止むを得ない事由により、仕事の継続が不可能になったとき
- (5) 就業が、健康と福祉に反すると認められたとき
- (6) センターの目的と名誉に反する行為があったとき

### 第3章 安全衛生

(センターの措置)

第9条 センターは、会員の就業にあたり、その安全及び衛生について常に配慮し就業者と共に労働災害防止に努めるものとする。

(健康診断)

第10条 センターは、会員の健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるよう指導するものとする。

2 センターは、会員の健康診断の結果必要がある場合は、会員に対し就業を一定期間禁止し、又は就業時間、若しくは職種の変更をさせることができる。

### 第4章 災害保障

(障害保険)

第11条 会員の就業及び輸送中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

### 第5章 雑則

(研修等)

第12条 センターは、会員の就業機会の増大及び福祉の向上を図るために研修会等を開催するものとする。

(規約の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。

(平成24年4月1日)